

平成29年度予算編成に係る基本的事項について

1. 基本的事項

(1) 国・道の動向などについて

国の予算編成・地方財政対策は、極めて流動的であり、注視していかなければならない状況であるが、予算要求にあたっては、制度改革等が明確になっているものを除き、現行制度に基づき編成作業を進めるものとする。

なお、予算編成の過程においても積極的に情報を収集し、国・道における動向の的確な把握に努めること。

(2) 通年予算の原則について

予算は通年予算とし、災害あるいは制度改革等、特殊な要因以外の案件については、年度途中での増額補正は行わない方針であるので、経費配分にあたっては、年間の財政需要全てについて検討を加え、限られた財源の効果的な配分に努めること。

(3) 各種意見等を踏まえた事業の見直しについて

決算審査や監査指摘のほか、各種委員会での議論など、それぞれの意見等を踏まえた事業の見直しを必ず行った上で、予算要求すること。

(4) 第9期総合計画事業等について

総合計画事業、総合戦略事業、ふるさと応援基金活用事業については、経常費・臨時費の配分枠に含まれているので留意すること。

また、要求にあたっては、「第9期根室市総合計画」との整合性を図ることはもとより、「第9期根室市総合計画重点プロジェクト」の着実な推進に留意し、経済成長や市民サービスの向上に取組み、効果目標の達成に向け最大限に努力を図ること。

(5) 政策案件について

政策会議に係る事業については、市長通知の内容を充分精査し、予算措置が必要な場合は枠通知とは別に予算要求すること。

(6) 行財政改革の推進について

第6次行政改革に関わっては、地方自治の基本理念である「最小の経費で最大の効果」が得られるよう、職員一人ひとりが知恵と工夫を凝らすことはもとより、事務事業や組織機構・職員定数の見直しなどから生じる経営資源（人・カネ・もの）を、市政運営や市民サービスの向上に振り向ける取組みを積極的に進めること。

(7) スクラップ・アンド・ビルドと「選択と集中」の徹底について

新規事業あるいは既存事業の拡充は、その事業が真に市民ニーズに基づくものかどうか、本来市が行うべきものかどうか等について、十分な検討を行うこととし、新規・拡充事業（ビルド）の財源は、既存事業や制度見直し（スクラップ）により創出すること。

現在の財政状況を考慮すると、計画等に位置付けされた事業であっても、内容変更や実施時期の先送りも視野に入れなければならない状況であり、財源を投入すべき事業の取捨選択に当たっては、その緊急性、必要性、後年度におけるランニングコスト等の検討を徹底し、事務事業レベルで優先度の設定し、優先度に応じた財源の最適配分を図ること。

(8) 後年度負担の把握と軽減に向けた取組みについて

計画的な財政運営を確保するため、各種事務・事業について、常に事務・事業に係る人件費等

を含む後年度負担の見込みを把握し、将来多大な財政負担をもたらすことのないよう十分な検討を行うこと。

また、施設・設備の省エネ化等によりランニングコストを軽減するなど、後年度における負担軽減につながる方策を検討し、積極的に取り組むこと。

(9) 工事等に係る依頼先部署への事前協議について

適切な要求を行う観点から、予算執行に際して、庁内の技術職に設計・監督・検定業務等の依頼が見込まれる工事費・修繕料等の要求にあたっては、依頼先部署との事前相談を徹底すること。

2. 歳入に関する事項

「入るを量りて出づるを制す」が財政運営の原則であり、予算編成の重要課題である。

このことから、歳入については、決算の状況等を踏まえた確に見積るとともに、新たな財源の模索や収入増、収納率の向上に積極的に取り組み、過大・過少とならないよう注意すること。

なお、予算計上した財源の確保が年度途中において困難となった場合には、事業執行停止等の措置を講じることもあるので留意願いたい。

(1) 市税について

市税は、自主財源の根幹であり、その積算にあたっては、今後の税制の動向、経済情勢を勘案し、税の公平負担の原則から、課税客体の適正捕捉に努め、引き続き、税収の安定かつ積極的な確保を図ること。

また、収納率向上のため各種方策を講じ、効果を上げているところであるが、既往の徴収対策の強化促進はもとより、過年度からの繰越分についても滞納整理手法を駆使し、収納率の維持・向上に努めること。

(2) 使用料・手数料について

使用料・手数料については、客体の的確な把握と収納率の向上、特に、滞納繰越分の整理等に努め、実態を踏まえて確実に見積ること。

また、利用状況を把握し、施設等の本来の目的を再確認するとともに、市民サービスの向上を図るなど利用促進に努めること。

なお、使用料・手数料の見直しについては、住民負担の公平性や、受益者負担の原則を基本に消費税率の引き上げなど、個別の要因に限らず、行政コストや情勢の変化等も含めて、総合的に判断し対応することとしているものである。

(3) 国・道支出金について

国・道支出金については、国や道における制度改正などの動向を把握するとともに、必要性・事業効果等を十分に検討したうえで、積極的な確保に努めるとともに新たな超過負担を生じることがないように留意し見積ること。

特に、包括的な補助金など複数の課にまたがる歳入については、関係課と情報を共有すること。

なお、補助金の縮小、廃止等があった場合は、原則として事業そのものも併せて縮小、廃止等すること。

(4) 市債について

国の地方債計画、同意等基準及び充当率の動向に留意し、的確に見積ること。

また、計上にあたっては地方交付税措置等の財政支援がある有利な市債の活用にも努めること。

なお、市債の償還が財政圧迫要因の一つとなっている状況に鑑み、有利な制度であっても安易に補助・起債制度を活用することなく毎年度の事業量を調整し、事業費総体を圧縮するなど、発行抑制に努めること。

(5) その他について

その他収入全般についても、あらゆる可能性を検討のうえ、新たな財源を創出するなど、より一層の収入確保に努めること。

事業の構築にあたっては、国・道の補助のみに限らず、各種団体の助成金の獲得、GCF（ガバメント・クラウド・ファンディング）など、財源確保に向けたあらゆる方策を最大限活用すること。

3. 歳出に関する事項

歳出予算の要求にあたっては「財源なくして政策なし」のもと、「予算編成要綱・1. 基本的事項」を念頭におき、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう創意工夫し、徹底した節減に努めるとともに過去の決算状況等を分析し、多額の不用額を生じることのないよう限られた財源の重点的・効率的な配分を行うこと。

なお、国・道の補助事業など、特定財源が見込まれるものであっても、事業の内容、緊急性、効果等について、精査のうえ実施の可否を判断すること。

(1) 経常費について

経常費については、「完全割当方式」とし配分枠を別途通知するが、経常費の抑制・縮減が急務であることから、下記のとおり重点的に査定するので留意願いたい。

➤配分枠内の要求であっても、その必要性や費用対効果の観点から要求の再考について、厳しい視点で査定を行うものであること。

【要求の留意事項】

- ① 報酬・賃金については、その必要性について事前に総務課（職員担当）と協議すること。
- ② 修繕料・原材料費等の維持補修経費については、施設等の効用を発揮させるための必要最小限とするが、安全性の確保等に配慮し、適正な管理に支障が生じることのないよう要求すること。
- ③ 各種委託料については、原則、新規は認めない。
また、既存の委託料についても、業務内容を精査し予算額の縮減に努めること。
なお、指定管理者制度導入施設の管理委託料については、「指定管理者制度運用方針」に基づき要求すること。
- ④ 各種団体に対する負担金・補助金及び交付金については、次の項目に留意し見直しを検討した上で予算要求すること。
 - ・補助団体の財政強化（決算書等を確認・精査）
 - ・補助目的・効果及び必要性の分析
 - ・補助対象範囲の明確化
 - ・新規、拡充の場合の全体最適化
 - ・事業費補助への移行
 - ・終期の設定によるサンセット化
 - ・補助の整理統合による効率化
 - ・少額な補助の廃止また、会費的な負担金は、加入している協議会等の効果について再度見直しを行い、類似団体への加入や行政効果の低下したものについては、加入を取りやめることも含め検討した上で、予算要求すること。
なお、整理合理化にあたっては、関係団体等に説明の上、次の基準により見直しを行うものとする。
 - ア. 長期間にわたって支出している補助金については、目的及び効果について全面的に再検討を行い、補助金の廃止・縮減を図るものとする。
 - イ. 団体に対する運営費補助金については、自主財源の強化、内部留保の状況把握、業務運営の効率化を促すとともに抜本的な見直しを行い、補助金の縮減を図るものとする。なお、休止・廃止に伴い条例改正を必要とする場合は遺漏のないよう留意すること。
- ⑤ 扶助費については、国の基準改定や制度改正の動向に留意し、措置対象人員の傾向等を的確に把握し要求すること。
- ⑥ 一般事務経費については、ゼロベースの視点で改めて見直し、「第6次行政改革推進計画」の取組みなどを予算に反映させるよう要求すること。

(2) 臨時費について

臨時費については、「枠配分方式」とし一般財源配分額を別途通知するが、事業の必要性・緊急性・将来的なコストなどを検証のうえ、社会経済情勢の変化を踏まえた施策について、次の基準により要求すること。

- ① 限られた財源について、創意と工夫をもって重点的かつ効果的な配分に努めること。
また、新たな要因により必要と判断した事業や地域振興に資する事業などについて、理事者協議を経て要求する場合であっても、通知額の範囲内で調整すること。
なお、理事者協議を行ったことをもって予算化が確約されるものではなく、予算全体の中で調整が行われることに留意すること。
- ② 各事業の設計にあたっては、庁内の依頼先部署への事前協議を徹底するとともに、年度途中での大幅な単価の増減や設計内容の変更が見受けられることから、特に単独事業については平成28年度実施単価等を参考とし、設計内容を精査し、事業費の適正な要求に努めること。
- ③ 公共施設の補修等に係る、「公共施設等維持補修基金」の充当については財政課で行う。

4. 翌年度予算への再配分について

自主的・主体的な改革を促すとともに職員のコスト意識の向上を図り、また、業務に対する「やる気」を引き出すために設けている「インセンティブ予算」を活用するとともに、要求にあたっては「翌年度予算再配分調書」を提出すること。

5. 特別会計・企業会計に関する事項

特別会計・企業会計ともに、原則として一般会計に準じるものとする。

なお、独立採算性が原則であるため、事業収入の確保はもとより経営の効率化、合理化による経費の有効活用に努め、収支の均衡を図るものとし、法令等で負担区分が明確化されているものを除き、他会計に依存することのないようにすること。

また、財政健全化法の施行に伴い、市の財政状況が一体的に判断されることから、健全化判断比率等を念頭に経営改革に取り組み、経営の健全化に最大限努力すること。

6. 市民対応に関する事項

制度改正等に伴い市民に新たな負担を求める場合は、審議会による論議等を通じて理解が得られるよう配慮すること。

7. その他

- (1) 各種事務事業等に係る、所管課における検証や予算要求、予算編成過程の透明性の向上、さらに議会に対する説明資料等の統一したフォーマットとして、平成25年度から導入している「事業予算シート」については、昨年度と同様に、各所管課での主体的な作成・管理と、議会への説明資料として活用を図ること。なお、様式については別途掲示板へ配信するもの。
- (2) 根室市議会基本条例の趣旨を踏まえ、よりわかりやすい説明資料の作成に努めること。
- (3) 市長部局に属さない他の執行機関についても、以上の事項に基づき予算編成にあたること。

予算編成事務日程

月 日	作 業 等
11月22日(火)	○予算編成会議
11月25日(金)	○完全割当方式の通知(経常費) ○枠配分方式の通知(臨時費)
12月 1日(木)	○予算データベースの登録依頼票の作成(様式は掲示板配信) ○予算要求データ入力開始 ○建物保険・自動車保険加入・解約等の報告期限
12月 8日(木)	○予算データベース登録依頼票提出期限
12月19日(月)	○予算見積・要求書の提出期限※期限厳守
12月26日(月)～ 1月13日(金)	○ヒアリング(経常費及び臨時費) ※詳細な日程は、別途連絡
2 月 上 旬	○査定通知
2 月 下 旬	○当初予算発表